

A P E C 保健大臣声明

(全訳)

2003年6月28日

1. 我々 A P E C 保健大臣は、本日(6月28日)タイ・バンコクにて一堂に会し、S A R S を封じ込め、他の新たな危機や挑戦と同様、将来における類似の感染症拡大への防御体制を増進し、アジア太平洋地域の人々の信頼を再構築するため、共同で行動を取ることを決定した。
2. S A R S は既にアジア太平洋地域内外で各エコノミーの人々の健康と共に健全な経済にも影響を及ぼしている。アジア太平洋地域内外で人々の雇用、自信、健康など多くの分野に影響を及ぼし続けている。貿易、ビジネス関係者の移動等経済にも影響を及ぼし、経済の安定及び成長にとって脅威となっている。
3. S A R S については、その臨床的特徴の多様性、対処方法、将来の発生の可能性など不明な点が依然多い。S A R S 対策には継続的かつ積極的なサーベイランスと新症例の封じ込め、集中的な地域・世界的協力、医学的研究、あらゆるレベルにおける効果的戦略の遂行、キャパシティ・ビルディング支援、病気についての時宜を得た正確な情報を担当官、国際的パートナー、公衆と共有することなど利用可能な資源の適切な使用が必要である。
4. S A R S の脅威を克服するため、既に A P E C 各エコノミーは協力して素晴らしい取り組みをしている。国境地帯健康診断(スクリーニング)、感染の疑いのある患者や S A R S と確認された患者の隔離・入院。観光・航空部門における情報共有等の措置が取られたことにより、地域の生命・旅行・貿易が安全になった。しかしこれは出発点にすぎないと十分に認識している。
5. S A R S は、アジア太平洋地域の渡航に関して決定的な要素とはならなくなっている。早期に旅行・観光業の正常な営業を再開することが、ここ数ヶ月 S A R S により被った経済的打撃の克服にとり必須である。S A R S の影響を受けたエコノミーによりなされた S A R S の伝播を制御するための進歩を歓迎し、これらのエコノミーを含む地域の中長期的な成長への自信を表明する。救援パッケージなど S A R S の影響を受けたエコノミーが採用した実践的措置を賞賛し、成長を維持し再び活性化させるため必要なら

ば更なる財政・金融措置を取ることを勧奨する。

6. A P E C 各エコノミーの役割に加え、S A R S 対策における世界保健機関 (W H O) の中心的役割に感謝の意を表す。S A R S への理解を格段に増進させた医薬界の迅速かつ効果的な協力を賞賛する。ウイルスを識別し遺伝子的連鎖を特定した国際的な研究協力は類例を見ないものであり、信頼できる診断処方や治療機関、ワクチンのより時宜を得た発展に必ずつながるだろう。A P E C と他の主要な国際的・地域的科学機関及び優秀な医療センターとの協力を強めることを勧告する。S A R S の挑戦に対応した医療従事者の献身と犠牲に深く感謝する。彼ら全てが行った英雄的な努力に心からの感謝の意を表明する。
7. 感染症が貿易や地域の安全に有害であることを認識し、S A R S の国内・国際的な経験は、公衆衛生、経済的・社会的影響に対する効果的対策を含め、将来の感染症発生への対応を改善しうる教訓となるものと評価する。この観点から、S A R S の病理学・疫学について調査するため可能な限り多くの二国間あるいは地域での共同プロジェクトを推奨する。
8. マレーシア・クアラルンプールで開催されたA S E A N + 3 保健大臣会合で承認されたイニシアティブを歓迎し、バンコクにおける中国A S E A N 首脳会議で、S A R S 問題に対応するための強力な政治的コミットメントが表明されたことを高く賞賛する。また、S A R S が地域の人々に及ぼす影響に迅速に対応するための協力を支持する。
9. バンコクにおける本会合は、S A R S に立ち向かい、人々を守り地域内の正常な旅行や貿易の再開するための継続的なサーベイランス、対応、キャパシティ・ビルディング、コミュニケーション、部門を越えた連携、政治的リーダーシップ、研究開発及びその他実施措置へ向けての我々のコミットメントを再確認した。我々はS A R S に対する地域・国際的努力の精神を支持・歓迎し、以下のA P E C 共同行動を積極的に取ることに同意する。

- (1) S A R S に関する A P E C 行動計画を迅速かつ完全に実施する。A P E C の関連下部組織に同様の対応を取るよう要請する¹。
- (2) 各エコノミー内及び各エコノミー間の人々の意識及び信頼醸成に不可欠な完全、正確かつタイムリーな情報を提供する。全ての関連情報を W H O と、また A P E C 新興感染症ネットワーク (E i N e t²) と即時に共有することに同意する。あるいは実行可能な場合には、迅速な対応と情報共有のために、各エコノミーの保健担当官や場合によっては専門家間で指定された電話経路など既存のネットワークを通じて情報の提供を行う。エコノミー間のヒトの移動を制限するようなあらゆる措置について、前もって相互に周知しあうように努力し、S A R S に関する入国制限についての包括的な情報を A P E C 事務局の S A R S ウェブ・ページにて提供する。この情報は日常的に、必要な場合には毎日更新される。
- (3) W H O の国際的感染症対策ネットワークと協力し、同ネットワークに支援を提供する。
- (4) 国外旅行時の健康診断(スクリーニング)共通指導原則を推進する(添付 A)。渡航者をスクリーニングするために採用するあらゆる措置は国際的に承認され、科学的根拠に基づいて行われることに同意し、旅行者の一部に烙印を押すことなく実際的な危険要素を述べるだろう。
- (5) S A R S 危機及び地域内の人々の健康及び健全な経済を脅かすその他の感染症対応のためのコミュニケーション戦略に関する A P E C 事務局の提案を承認する。提案されている措置は、個別エコノミー及

原注¹ 「SARS に関する APEC 行動計画」における次のような行動を再び述べておく。

- APEC ビジネス諮問会議 (ABAC)、商工会議所やビジネス連合を通じたビジネス界への説明、及び
- SARS に直面した際のサービス供給や SARS や他感染症の疑いのある患者の取り扱いについてのベスト・プラクティスを観光・航空部門に知らせる。

² 含まれる情報は次の通り

- 病気の状況
- 症例の情報
- 行動の実績
- 関連法規、即ち出入国、ビザや入国規制を含む空港での健康診断手順、使用書類に関する規則
- 公的な宣言や勧告、即ち渡航に関する勧告

これらの情報は <http://apec.org/infectious> にて参照できる

- びA P E C 下部組織レベルでのコミュニケーション戦略を強化・補完し、将来の地域内での感染症の脅威に取り組む上で有益であろう。
- (6) S A R S と戦い、その再発生を防ぐためのA P E C 内協力を強化する。これに関連して、症例研究の共有、科学技術の移転、S A R S 及び将来におけるその他新興感染症に立ち向かう際、必要なエコノミーに対する医療援助などが特に優先されるべきである。
 - (7) A P E C 高級実務者がA P E C 産業科学技術作業部会(I S T W G) 及び保健担当官と連携し、健康に関する高級実務者(S O M) 特別タスクフォースの設立の考慮など、A P E C 感染症戦略及び新興感染症ネットワークの履行を促進する。
 - (8) インフルエンザ及び他の感染症対策能力構築のための、パンデミック(流行性) インフルエンザへの準備に関するA P E C プロジェクト(2 0 0 3 年実施予定) を歓迎する。
 - (9) この会合でS A R S 危機から我々が学び、既存の及び将来の感染症対策の円滑化に資するため、高級保健担当官をA P E C 保健担当官バーチャル・ネットワークの一員に指名する。バーチャル・ネットワークは、A P E C のS A R S 関連のウェブ・ページ(<http://www.apecsec.org.sg/whatsnew/SARS.html>) で行われる。
 - (10) 観光業界における人為的・自然災害からの復興のためのベスト・プラクティスを作成する、A P E C 観光作業部会の2 0 0 3 年プロジェクト「アジア太平洋地域の観光に関する危機管理」を歓迎する。将来における感染症の流行や同様の危機にも利用できる永続的なS A R S 対策を支持する。
 - (11) S A R S 対策が貿易・渡航への非関税障壁とならないことを再確認する。S A R S 地域内感染が起こっているエコノミーの商品・製品が公衆衛生を危険にさらすとの証拠はないので、当該商品・製品の消毒または禁止は不必要である。
 - (12) S A R S の伝播を経験した地域内外の国々に秩序あるサーベイランスなど効果的な症例制御措置を明示的に取り、旅行者の信頼回復を促進し、WHO がS A R S の危険地域から除外したA P E C エコノミーに対する渡航制限が残っていれば、同制限を解除することを要請する。
 - (13) A P E C 税関当局に対し、S A R S 対策を目的に輸入される医療機材及び医療用品に対し便宜を図るよう要請する。
 - (14) ボゴール目標及びアジア太平洋の繁栄と、健全なコミュニティに関するA P E C 首脳ビジョンに対する我々のコミットメントを再確認する。

添付 A：国外旅行者の健康診断・管理に関する指導原則

指導原則

- 1．出入国地において国外渡航者に対する健康診断、隔離を計画的かつ的を絞って効果的に実施することが、感染症の国外伝播を防ぐ効果的な手段である。
- 2．国外旅行者の健康診断(スクリーニング)を非効率に幅広く行うことは避けるべきである。
- 3．国外旅行者の健康診断・管理は科学的根拠に基づき実施されるべきである。SARSの予防・制御に関し参照すべき国際機関はWHOである。

国外旅行者のための措置

1．出発前スクリーニング

WHOが勧告する地域からの出国客に対しては出発前のスクリーニングが必要である。当該地域は、SARSの最近の地域内伝播が報告され、WHOがB及びCに区分した地域である。

手続きは搭乗前、または、チェックイン時に実施される。最低限、WHOが勧める基本的質問を含む標準健康申告書を使用する。

適切な手段による検温が必要と見なされ得る。SARSの疑いの症状を有する渡航者は搭乗させてはならない。そのような渡航者には診察または旅行許可のために医師にかけられるべきである。

2．到着時スクリーニング

最近SARSの域内伝播のあった地域から到着する渡航者に対する適切なスクリーニングが、SARSの感染を効果的に防ぐために必要である。SARSの発生が報告されている国から到着する渡航者という理由で入国を拒否してはならない。まず適切な検査が実施されるべきである。

空港でのチェックポイントでは、各エコノミーは、SARSの疑いのある者が差別なく同国内で適切な隔離と権益を含む治療を受けられるよう配慮するべきである。また感染の疑いのある者と濃厚な接触をした者に対しては、国内法・規則に基づき適切な管理措置が講じられなければならない。この措置の適用範囲の程度は各エコノミーの国内事情、国内法及び保健システムに応じ調整することができる。

出発前のスクリーニングの効果的な実施の方が到着時スクリーニングに比し、より有効かつ費用対効果が高い。しかし、到着時スクリーニングも渡航中に症状を発した患者や出発前にSARSと認識されなかった渡航者の識別のためには依然必要である。

陸路または海路の渡航者への手続きは必要に応じて陸・海の境界を共有する工

コノミー同士で行われるべきである。

3．その他の措置

各エコノミーは、空港でのSARS対策を強化し、国境を越えたSARSの伝播を阻止し、航空旅行への信頼を回復するために、国際民間航空機関（ICAO）のSARS対策空港評価プログラムに参加することを考慮すべきである。

各エコノミーは、SARSの疑いのある渡航者の管理及び輸送機関の消毒に関するWHOの勧告に従うものとする。

4．情報管理

各エコノミーはSARS感染の症例が発覚した場合、他のエコノミーとの関連情報の即時交換及び連絡を確実にする。これにより、出発地のエコノミー内の接触者を効果的に追跡・隔離し、SARS感染の拡大を防ぐことに資する。

各エコノミーは、WHO国際的感染症対策ネットワークなど、APECメンバー間で存在している連絡経路を利用すべきである。エコノミーごとにSARSに関する連絡先を定め、定期的にSARS関連情報を通知するものとする。

エコノミーはSARSやその他新興感染症に関する渡航情報を準備する際には、WHOが提供する情報など、入手可能な最善の証拠を考慮すべきである。

5．今後の方策

この指導原則は、実施に移された後、その効果及び予想される費用につき定期的に見直されるべきである。SARS及びその他感染症の伝播の予防・制御により科学的な根拠が発見された場合は改訂されるものとする。